

○製造、物品購入等の契約締結に際し注意すべき事項に関する通達

昭和30年9月30日

海幕経経第680号

海幕技官第503号

海上幕僚監部経理補給部長・海上幕僚監部技術部長から各地方総監部経理補給部長・各地方総監技術部長あて

関連文書：2幕経経第236号（28.3.23）

標記の件に関しては、関連文書により既に通知したとおり、契約の締結は支出負担行為担当官又は資金前渡官吏が契約担当官として会計法規に則つて実施する権限を有するものであることは今更説明の要がないところで、契約担当官以外の者の業者に対する示唆又は内示等により契約締結以前に業者をして実質的に製造等に着手せしめるが如きことは厳に戒めなければならない処である。

しかるに本件については最近施行された会計検査院の实地検査の際に指摘を受けているので、今、関係者は言動に慎重を期し業者に言質を与えることのないように十分留意するとともに契約担当官は既往の事情に拘泥することなく真に公正な契約業務を執行するよう格段の配慮を払うこととされたい。従つて今後はこのようなことのないように経理補給関係職員と技術部その他関係職員とは相互に連絡を密にして会計法規に合致するよう善処する必要があるので下記の点に関し尚一層相互に留意することといたしたい。

記

- 1 関係職員は業者に対して実質的に契約上の既成事実をつくる様な行為言動は行つてはならないこと。

- 2 緊急調達又は製造着手前に調査又は準備をする必要がある場合にあつても関係職員は必ず事則に契約担当官に連絡し契約担当官は正式契約を締結するか又は取りあえず概算契約を締結しじ後速かに精算契約に移行する等の方法を講ずること。
- 3 関係職員の契約会計法規についての関心を高めるよう指導すること。